省令

○国土交通省令第六十五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条、第十九条第二項、第三十三条並びに第三十六条の三第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二十条の三」を「第二十条の六」に改める。

第二十七条の二第四項中「中央防波堤内側埋立地中央突端」を「中央防波堤内側内貿ふ頭岸壁北端」に改める。

第二十九条の三第一項中「名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台（北緯三十四度五十九分五十一秒東経百三十六度四十九分十一秒）から二百十三度三千八百十メートル」を「高潮防波堤東信号所から二百十二度三十分三千八百四十メートル」に改める。

別表第一名古屋の部第四区の項中「名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台から二十一度三十分二千三十メートル」を「高潮防波堤東信号所から二十二度二千十メートル」に改める。

別表第一阪神の部堺泉北区第一区の項中「堺第二区追加埋立地北西端」を「堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五度二十五分二十五秒）」に、同部堺泉北区第二区の項中「堺第六区埋立地北西端から堺第二区追加埋立地南西端」を「堺信号所護岸北西端から堺二区南西端（北緯三十四度三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒）」に、同部堺泉北区第三区の項中「堺第七区埋立地北西端」を「堺七区北西端」に、同部堺泉北区第五区の項中「泉北第一区追加埋立地西端から二百四十八度三十分四百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十一度三十分に港界線」を「泉北一区西端（北緯三十四度三十二分十二秒東経百三十五度二十三分五十七秒）から汐見沖防波堤突端」に改め、「これら二線を」を削り、「港界線」を「同防波堤」に改め、同部堺泉北区第六区の項中「E線」の下に「、汐見沖防波堤」を加え、同部神戸区の項中「和田防波堤突端」を「和田岬防波堤突端」に、「ポートアイランド第二期埋立地南東端」を「ポートアイランド第二期地区南東端」に、「和田防波堤」を「和田岬防波堤」に改める。

別表第一姫路の部飾磨区の項中「中島地区埋立地南護岸南東端」を「中島南地区南護岸南東端」に、「新日本製鉄広畑東地区埋立地南側護岸」を「陸岸」に、同部広畑区の項中「新日本製鉄広畑西地区埋立地西側護岸南端」を「西浜化学岸壁南端」に改める。

別表第一田辺の部第一区の項中「坂田鼻」を「阪田鼻」に改め、同部第二区の項中「並びに会津川会津橋下流の河川水面」を削る。

別表第二阪神の部神戸西航路の項中「神戸和田防波堤灯台」を「神戸和田岬防波堤灯台」に改める。

別表第三長崎の項の次に次のように加える。

八代	港域内海面全域	五十メートル

別表第四鹿島の部鹿島水路の項中

「

毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。		

」を

「

毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	三十二度、百七度及び二百五度方向に面する信号板による。	

」に、「一閃」を「一閃（せん）」に、「三閃」を「三閃（せん）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第三の改正規定　平成二十五年十月一日

二　別表第四の改正規定　平成二十六年一月十五日

三　第二十七条の二の改正規定　平成二十六年四月一日